

平成 25 年度
川崎市包括外部監査の結果報告書
(概要版)

協働によるまちづくりに関する事業についての事務

平成 26 年 1 月 29 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之

目次

第1 監査の概要.....	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件名(監査テーマ).....	1
3 . 監査対象期間	1
4 . 特定の事件(テーマ)を選定した理由.....	1
5 . 外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続).....	2
6 . 監査の対象機関	3
7 . 監査の対象とした事業.....	3
8 . 監査の期間.....	4
9 . 包括外部監査人及び補助者	4
10 . 利害関係.....	4
第2 総論.....	5
. 川崎市における協働によるまちづくりに関する方向性について.....	5
1 . 協働とは.....	5
2 . 川崎市の協働に関する考え方	5
3 . 協働を推進するにあたっての体制.....	8
4 . 協働に関する取組	9
. 監査における全般的な指摘事項.....	10
1 . 監査の対象とした事業の一覧.....	10
2 . 協働を推進するにあたっての課題.....	16
第3 個別事業	27
1 . 自主防災組織防災資器材購入補助金【総務局】	27
2 . 芸術のまちイベント事業(川崎・しんゆり芸術祭)【市民・こども局】	28
3 . 地域コミュニティ推進事業【市民・こども局】	30
4 . KAWASAKIしんゆり映画祭【市民・こども局】	33
5 . かわさき多摩川博実施業務【建設緑政局】	35
6 . 川崎区まちづくりクラブ【川崎区役所】	37
7 . 自主防災組織活動助成金【幸区役所】	40
8 . 大型集合住宅住民組織支援事業【中原区役所】	41
9 . 高津区音楽のまち推進事業【高津区役所】	44
10 . 子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」【高津区役所】	46
11 . しんゆり・芸術のまち推進事業【麻生区役所】	49
12 . 川崎市立学校学校施設地域管理業務【教育委員会】	51

第 1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件名(監査テーマ)

協働によるまちづくりに関する事業についての事務

3. 監査対象期間

原則として平成 24 年度

(必要に応じて、過年度及び平成 25 年度についても対象とした。)

4. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

少子高齢化の進行などにより市民ニーズも多様化するなか、まちづくりの充実に向け、協働の推進はより一段と重要になっている。川崎市においても、基本構想では「協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる」ことをまちづくりの基本目標に掲げている。また、その具体的な取組として、実行計画では、基本政策として、協働のまちづくりの推進が挙げられている。さらに、実行計画では、より地域に密着した行政機関である区役所の機能拡充が示されており、具体的には、区における地域の課題解決に向けた取組の推進が挙げられている。協働の推進については、行財政改革の観点からも、川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～では、区役所機能の強化のほか、地域人材の発掘や育成に向けた取組、多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組が挙げられている。

このように川崎市においても協働によるまちづくりは重要なテーマであり、したがって、平成 24 年度予算では、市民・こども局による市民活動団体等支援として約 2 億 3 千万円、区役所による地域課題対応事業として約 5 億 5 千万円、スポーツを通じた地域活性化・まちづくりの推進として約 7 億円など、協働に基づく事業には多額の予算が用いられている。

その一方で、協働に基づく事業は、その目的が多岐にわたることから、部署間で事業が重複することも多く非効率な事業の執行も見受けられる。また、市民や民間事業者と共に事業を推進することも多く、事業の有効性を検証することも容易ではない。さらに、平成 15 年頃から区役所機能が順次強化されたことに伴い、各区役所では、独自に地域住民の課題解決に向けた事業を実施していることから、これらの事業が効果的かつ効率的に実施されているかを検証することは重要である。

以上のような状況を踏まえ、協働によるまちづくりに関する事業を対象に、これらの事業が適切で効果的かつ効率的に実施されているかを検証することが時宜に適っていると考え、監査テーマとして選定した。

5 . 外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続)

(1) 監査の要点

川崎市では、協働型事業の基本的な考え方と実施手順を示した「川崎市協働型事業のルール<基本的な考え方と手順>～市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために～」を平成 20 年 2 月に策定している。この中で、協働の原則として以下の 6 項目が示されており、当該原則に従って事業を進めることをルールとしている。そこで今回の包括外部監査では、監査対象事業がこの原則を遵守して実施されているかどうかを監査要点として監査を実施した。

協働の原則

目的の共有

市民活動団体もしくは行政が把握している地域が抱える課題を明確化し、課題解決のためにはどうしていくかを双方で話し合い、協働型事業に対する共通の認識を持ち、協働型事業の目的を共有する。併せて、協働型事業の実施で達成する目標を明確にする。

対等の関係

対等の関係だからといって経費等の資源を同等に出し合うということではない。お互いに自立した存在であることを前提に、協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から、対等に意見を交換できることが重要である。双方の間で契約書や協定書により明文化する場合は、その内容や条件が一方の不利にならないように双方が納得いくまで話し合い、事業実施における対等な関係を保障する。

相互理解

市民活動団体と行政は立場、成り立ち等の違いから、それぞれ異なる特性を持っている。協働型事業は異なった特性を活用し合うことで効果を上げるものであるから、双方の特性を理解・尊重し、価値観の押し付け合いとならないよう配慮して事業を推進できるかが鍵になる。事業実施段階で双方の考えの違い等が生じた場合にも、その都度十分な協議を行うことで相互理解を深める努力が大切であり、特に行政は市民活動団体の特性の良さを上手く引き出し協働型事業の効果が高まるように努めなければならない。

役割分担と責任範囲の確認

協働型事業を始めるにあたり、事業内容及び事業プロセスにおいて、市民活動団体と行政はそれぞれの特性がよく発揮できる形で何を受け持つか、どのように行動するのか、責任の範囲をどこまで持つのか、資源をどのように出し合

うのかを明確にし、文書化する。また、事業実施の途中に発生した問題については、その都度調整できるよう予め取り決めをしておく。

公開性・透明性

協働型事業は行政の公の資源を使用するということから、市民に対して内容やプロセスが透明でなければならない。例えば、相手団体の選考や協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を市民活動団体、行政の双方で公開する。

成果の振り返り

事業実施の過程でそれまでに得た途中経過を互いに評価し、計画と実績との乖離等の情報を共有しながら、実施方法または事業の進行過程を調整する。事業終了後には、協働型事業の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを双方で検証する。あわせて、協働の進め方について双方で評価し合い、改善点や課題を整理する。

(2) 主な監査手続

各事業の所管課に対して事業の概要を記載するための調査票を配布し、所管課から回答を入手した。

所管課からの回答調査票を踏まえ、担当者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの内容を確認するために各種関連資料の閲覧を実施した。

以上から各事業が協働の原則を遵守して実施されているかについて検討した。

6. 監査の対象機関

(1) 市長事務部局

総務局、総合企画局、市民・こども局、こども本部、経済労働局、健康福祉局、建設緑政局

(2) 区役所

川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

(3) 教育委員会

教育委員会

7. 監査の対象とした事業

監査の対象機関が実施する事業のうち、協働によるまちづくりの推進に係る 159 事業を監査対象とした。なお、具体的な事業の一覧は、「第 2 総論 . 監査における全般的な指摘事項 1. 監査の対象とした事業の一覧」のとおりである。

8. 監査の期間

平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 10 日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士	宗和 暢之
-------	-------

(2) 補助者

公認会計士	嶋田 有吾
-------	-------

公認会計士	歌 夏子
-------	------

公認会計士	米森 健太
-------	-------

公認会計士	山田 達也
-------	-------

コンサルタント	松本 善之
---------	-------

コンサルタント	伊加田 直孝
---------	--------

その他	沼田 真澄
-----	-------

その他	矢島 淳太郎
-----	--------

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 総論

・川崎市における協働によるまちづくりに関する方向性について

1. 協働とは

社会が成熟し、価値観が多様化するに伴い、公共的な課題も多様化している。その一方で、従来、公共的な課題の解決は行政の役割と考えられてきた。しかし、公共的な課題の解決を行政に委ねるだけでなく、市民自ら課題解決に取り組むことで、結果的にも効果的な課題解決になることも多い。昨今では、阪神淡路大震災や東日本大震災といった未曾有の大震災を経験したが、これらの地震直後に、被災地の人々を支えたのは、NPO やボランティア、さらには地域コミュニティであったことは記憶に新しい。

また、NPO やボランティアが公共的な課題解決に携わる過程で、公共的な課題の解決の担い手となる市民の活動が成熟してきたという社会環境の変化も見逃せない。これらの団体は公共的課題の解決に積極的に関わろうとする意識を持ち、解決に向けた専門性を有することも多い。協働とは、公共的な課題を解決するという共通の目的のもと、市民、行政といった複数の主体が、それぞれの能力を持ち寄って補完的に協力することで、その目的を達成する取組である。

その一方で、これまで公共的課題の解決を担ってきた行政にとって、市民との協働によって、これまで以上に効率的、効果的に公共的課題を解決するといった経験は豊富ではない。市民と行政とが目的を共有し補完性を発揮するといったことは、行政に、これまでにない意識改革を迫るものである。少子高齢化など今後も社会環境が大きく変化するなか、市民と行政とが協働の関係を構築することが、持続可能な社会を構築する上でも重要である。

2. 川崎市の協働に関する考え方

(1) 川崎市市民活動支援指針に定める協働の考え方

平成7年の阪神・淡路大震災を機に、ボランティア活動に対する国民の関心が高まり、市民活動が注目されることとなった。国は、市民活動の健全な発展を促進するため、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う非営利団体に法人格を付与する特定非営利活動促進法（NPO法）を平成10年3月に制定し、同年12月から施行した。

このような社会環境の変化を受けて、川崎市では、市民活動のさらなる活性化を図り、市民との協働のまちづくりを一層推進するため、平成13年9月に「川崎市市民活動支援指針」を策定した。

「川崎市市民活動支援指針」では、市民活動に対する支援の原則として、以下の6項目が挙げられている。

市民活動団体の自主性の尊重
パートナーシップの構築

多様性に合わせた柔軟な支援
間接的・側面的な支援
新しい市民活動団体が生まれる環境づくり
公開性と透明性のある仕組みの支援

また、「支援」の基本的な柱・方法として、中間支援組織も活用しながら、川崎市としては、人材の育成、資金面での仕組みづくり、活動の場づくり及び情報の共有化の面で支援を行うとされている。

このように、「川崎市市民活動支援指針」では、市民活動の健全な発展により、市民活動団体が、多様化・複雑化する市民ニーズに対する新たな担い手として期待されることが述べられてはいるものの、市民と行政との関係を整理するものというよりは、NPO法の施行を受け、市民活動団体の育成に力点が置かれたものとなっている。

(2) 自治基本条例に定める協働の考え方

川崎市では、平成16年12月22日に「川崎市自治基本条例」(以下、自治基本条例)を制定し、平成17年4月1日から施行している。自治基本条例では、前文で市民と自治体との関係に触れ、市民自治の基本理念を示すとともに、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等、川崎市の自治の基本を定めることにより、市民自治の確立を目指している。第3条では、協働を「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すること」と定義している。

また、第5条では、3つの自治運営の基本原則が挙げられており、その1つとして、協働の原則(暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと)を挙げている。

従来の「川崎市市民活動支援指針」に比べ自治基本条例では、協働の担い手である市民の範囲を広く捕らえている。市民とは、「住民」のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいうとしている。

さらに、自治基本条例では、第19条において「身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置」くとして、市民により身近な行政サービスを担う区の位置付けを定めている。さらに、第20条では、区長の役割として、「区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること」としている。

第32条では、協働の推進に向けた施策整備のため、「市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。」としている。

このように、自治基本条例では、協働を、市民活動団体を育成するといった観点ではなく、暮らしやすい地域社会を実現するため、また、公共的な課題を解決するための主体的

な取組と位置づけている。このことから、協働を推進するためには、市民だけではなく、市のあり方、役割についても見直しが求められることになる。

(3) 川崎市協働型事業のルールに定める協働の考え方

川崎市では自治基本条例の施行を受け、具体的に協働を推進するため、平成 20 年 2 月に「川崎市協働型事業のルール〈基本的な考え方と手順〉～市民活動団体と行政とのより良い関係構築のために～」(以下、協働型事業のルール)を定めている。協働型事業のルールの策定目的については、「市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示す」ことで、「協働型事業の推進を目的」とするものとされている。

また、協働型事業のルールは、協働を実施するにあたって、検討段階から企画、実施及び振り返りまでの全ての段階において利用されるものとされ、具体的には、各段階で、以下の 6 つの協働の原則を定めている。

- 目的の共有
- 対等の関係
- 相互理解
- 役割分担と責任範囲の確認
- 公開性、透明性
- 成果の振り返り

川崎市では協働の推進に向け、6 つの協働の原則を踏まえて事業を実施することとされていることから、今回の包括外部監査においては、協働の原則に即して事業が実施されているかどうかという観点から監査を行うこととする。

さらに、協働型事業のルールでは、協働を推進するにあたって、行政の体質改善や、多様な市民活動団体との協働に加え、事業の目的や実施方法に応じた委託、共催、事業協力、補助・助成といった事業形態の選定が示されている。

したがって、今回の包括外部監査においては、事業内容等に応じて適切な事業形態が選択されているかといった観点からも監査を行うこととする。

(4) 川崎市新たな行財政改革プランの考え方

協働の推進に向けた考え方は、「川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～」(以下、行財政改革プラン)にも反映されている。行財政改革プランでは、その「ねらい」として、大きく「再び直面する厳しい状況を乗り越える」とともに「将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る」とし、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会をめざす」とされている(行財政改革プラン 12 ページ参照)。こ

のように行財政改革プランにおいても、協働は1つの柱となっている。

さらに、行財政改革プランでは、改革に向けた取組の1つとして、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」が挙げられている。「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」の具体的な取組としては、区役所機能の強化、協働の担い手となる職員の育成、地域における諸活動の担い手の育成などが挙げられている。

ここまで、自治基本条例、川崎市市民活動支援指針、協働型事業のルール及び行財政改革プランに基づき川崎市の協働に関する考え方を検証したが、川崎市では、協働を公共的な課題を解決するための市民、行政がともに主体的に推進する取組として整理されている。また、行政側の具体的な取組としては、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図るとともに、市民にとってより身近な行政機関である区役所の改革を進めるとされている。さらに、市民活動団体と協働で行う事業については、協働型事業のルールに従って実施するなど、全庁横断的な方向性を持った取組とされている。

3. 協働を推進するにあたっての体制

(1) 協働を推進するにあたっての全庁的な取組体制

川崎市では、市民活動の支援及び協働型事業の推進に係る企画及び調整などを担う部署として、市民・こども局 市民生活部 市民協働推進課 が設置されている。「川崎市の組織平成25年4月1日現在」によると、市民協働推進課の役割として、地域振興に係る施策の企画及び調整、地域住民組織の振興、特定非営利活動法人の設立の認証などが挙げられている。このように、市民協働推進課は、全市的な協働に関する事業を統括するというよりは、NPO法人など市民活動団体の支援を目的としている。

(2) 区役所の役割と区役所機能の拡充

川崎市では、協働を推進するため区役所機能の拡充事業にも取り組んでいる。川崎市の「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画(計画期間(2011~2013年度)の取組)」(以下、第3期実行計画)においても、「市民自治と区役所機能の拡充」が重点戦略プランの1つとされている。具体的には、「地域の特性を活かしながら、多様な主体がネットワークを形成し、地域力を高めていくとともに、市民にとって身近な存在である「区役所」を、地域の課題解決に向けた「市民協働」の拠点としていくことが重要」とし、区民会議の運営、区における地域の課題解決に向けた取組の推進が挙げられている。

これらの点から、区役所における協働は、区役所が市民協働の拠点と位置づけられていること、重点事業としてこれまで区役所で行っていた協働事業に比べさらに踏み込んだ協働の推進が求められていること、各区の地域特性を踏まえた協働の推進を目指していることが特徴と言える。

また、具体的な事業化に向けて、毎年度、各区には、地域課題型事業として区の裁量の

範囲が広い事業費、5,500万円が手当てされている。

このように協働の推進に向けて、区役所が果たすべき役割はきわめて大きいといえる。

(3) 公益財団法人 かわさき市民活動センターの役割

川崎市において、市民活動団体の自立支援など市民活動の中間支援組織としての役割を担う出資法人として、公益財団法人 かわさき市民活動センター（以下、かわさき市民活動センター）がある。かわさき市民活動センターは、昭和57年3月に川崎市の出資等を得て、当財団の前身である財団法人 川崎ボランティアセンターとして設立された。かわさき市民活動センターは、定款によれば、川崎市における市民活動の中間支援組織として相互連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るための事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としている。

かわさき市民活動センターの主な事業には、市民活動に関する情報の収集、市民活動に関する調査・研究、市民活動に関する人材育成及び相談が挙げられており、具体的には、会議室・フリースペースの提供、市民活動に関する情報誌の発行、市民活動に関する講座の開催などを行っている。

4. 協働に関する取組

川崎市において、協働に関する取組は、さまざまな分野で行われている。川崎市では、協働型事業のルールにおいて、協働型事業の定義を定めており、その内容は、「市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のこと」とされている。しかし、市民との協働は、市民活動団体との事業に限定されるものではないため、今回の監査では、協働型事業に限定することなく、協働の推進に関する事業を監査対象とした。

なお、川崎市では、協働型事業について一覧表で把握し、その内容はホームページで公表されているが、その他の協働に関する事業については全体像を把握していない。

・ 監査における全般的な指摘事項

1. 監査の対象とした事業の一覧

今回の監査において対象とした 159 事業の一覧は以下のとおりである。監査対象とした 159 事業は、今回の監査のために、監査対象機関が実施する協働の推進に関する事業を、市側でリストアップしたものから、本庁が実施する事業については、予算額が 1,000 万円以上の事業及び 1,000 万円未満 100 万円以上の事業で特に協働を推進する上で重要と考えられる事業、また区役所が実施する事業については、危機管理担当、地域振興課、生涯学習支援課及び子ども支援室が所管する事業である。

(1) 本庁

部局名	所管課	事業の名称
総務局	危機管理室	自主防災組織防災資器材購入補助金
	危機管理室	自主防災組織活動助成金
	危機管理室	地域防災活動促進助成金
総合企画局	自治政策部	平成 24 年度かわさき自治推進フォーラム
市民・こども局	市民協働推進課	公益財団法人かわさき市民活動センター補助金
	市民協働推進課	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金
	市民協働推進課	美化運動実施事業補助金
	市民協働推進課	地域コミュニティ推進事業
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (とどろきアリーナ)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市体育館)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市幸スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市高津スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市宮前スポーツセンター)
	市民スポーツ室	多摩スポーツセンター事業費
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市麻生スポーツセンター)
	市民スポーツ室	スポーツ施設指定管理事業費 (川崎市石川記念武道館)
	地域安全推進課	交通安全市民総ぐるみ運動事業
	地域安全推進課	交通安全教育事業
	市民文化室	芸術のまちイベント事業 (川崎・しんゆり芸術祭)

部局名	所管課	事業の名称
市民・こども局	市民文化室	2012 かわさき市民第九コンサート
	市民文化室	KAWASAKIしんゆり映画祭事業
こども本部	青少年育成課	こども文化センター運営事業
	青少年育成課	わくわくプラザ事業
	青少年育成課	ふれあい館運営事業
	青少年育成課	青少年の家運営事業
	青少年育成課	八ヶ岳少年自然の家運営事業
	青少年育成課	黒川青少年野外活動センター運営事業
	青少年育成課	川崎市子ども夢パーク運営事業
	こども家庭課	こんにちは赤ちゃん事業
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (夜間保育所あいいく)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (ゆめいく日進町保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (どりーむ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (ふくじゅ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (かわの風保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (すみよしのはら保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (茶々いまい保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (田園調布学園大学みらいこども園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (うめのき保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (こどものいえもも保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (さぎ沼なごみ保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (星の子愛児園)
子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (あさのみ保育園)	

部局名	所管課	事業の名称
こども本部	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (はるひ野保育園)
	子育て支援課	川崎市地域子育て支援センター事業 (至誠館ゆりがおか保育園)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (夜間保育所あいいく)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (川崎市みぞのくち保育園)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (星の子愛児園)
	子育て支援課	川崎市ふれあい子育てサポート事業 (川崎市中部地域福祉事務所 TACK)
経済労働局	工業振興課	川崎市産業振興会館管理運営事業
	次世代産業推進室	新川崎・創造のもり第1期管理・運営事業
	労働雇用部	川崎市生活文化会館管理運営事業
	労働雇用部	川崎市立労働会館管理運営事業
	企画課	コミュニティビジネス振興事業
	企画課	川崎市・専修大学 共同市民ビジネス人材育成事業
	商業観光課	名産品認定事業
健康福祉局	高齢者在宅サービス課	いきいきセンターの運営
	高齢者在宅サービス課	いこいの家の運営
	高齢者在宅サービス課	シニアパワーアップ推進事業
建設緑政局	多摩川施策推進課	かわさき多摩川博実施業務
	多摩川施策推進課	二ヶ領せせらぎ館管理運営等業務
	多摩川施策推進課	大師河原水防センター管理運営等業務
	公園管理課	街路樹等愛護会報奨金
	公園管理課	公園緑地愛護会報奨金
	公園管理課	管理運営協議会報奨金
	緑政課	地域緑化推進地区制度事業

(2) 区役所

区名	所管課	事業の名称
川崎区	危機管理担当	安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材 購入補助金交付事業
	危機管理担当	川崎区危機管理地域協議会事業
	地域振興課	東海道川崎宿を活かした地域活性化推進事業
	地域振興課	川崎区企業市民交流事業
	地域振興課	川崎区まちづくりクラブ
	こども支援室	かわさき区いきいき健康づくり ・子育てフェスタ事業
幸区	危機管理担当	交通安全普及啓発事業
	危機管理担当	地域防災活動の推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材購入補助金
	地域振興課	幸区学校跡地施設管理運営
	地域振興課	花と緑のさいわい事業
	地域振興課	さいわいものづくり体験事業
	地域振興課	音楽のまち推進事業
	地域振興課	市民活動等支援事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	幸アーカイブ事業
	こども支援室	総合的な子ども支援ネットワーク事業
	こども支援室	おこさまっぷさいわい発行業務
	こども支援室	こども・子育て支援事業
こども支援室	さいわい夢保育事業	
生涯学習支援課	地域資源を活かしたまちづくり事業	
中原区	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織活動助成金)
	危機管理担当	地域防災推進事業 (自主防災組織防災資器材購入補助金)
	危機管理担当	地域防災推進事業 (地域防災活動促進助成金)
	地域振興課	自転車と共生するまちづくり事業
	地域振興課	区民の手で花いっぱい中原事業

区名	所管課	事業の名称
中原区	地域振興課	中原区役所コンサート開催事業
	地域振興課	In Unity 開催事業
	地域振興課	歴史シンポジウム事業
	地域振興課	まちづくり推進実践活動事業
	地域振興課	親子サッカードリーム教室開催事業
	地域振興課	なかはらパンジーボウル開催事業
	地域振興課	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業
	地域振興課	中原区青少年吹奏楽コンサート事業
	地域振興課	大型集合住宅組織支援事業
	こども支援室	中原区子育てネットワーク事業
	こども支援室	中原区子育て支援推進事業
	高津区	危機管理担当
地域振興課		高津区音楽のまち推進事業
地域振興課		「たちばな農のあるまちづくり」推進事業
地域振興課		高津区まちづくり推進事業
地域振興課		大山街道周辺整備活性化事業
地域振興課		高津地区親子運動会開催事業
地域振興課		花と緑のたかつ推進事業
こども支援室		子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」
生涯学習支援課		高津市民館総合管理運営業務委託
宮前区	危機管理担当	安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織防災資器材購入補助
	地域振興課	みやまえスポーツふえすていばる開催事業
	地域振興課	宮前区スポーツ推進事業
	地域振興課	みやまえ太鼓ミーティング開催事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	まちづくり支援事業
	地域振興課	宮前区ガイドブック改訂事業
	地域振興課	みやまえロビーコンサート開催事業
	地域振興課	しあわせを呼ぶコンサート
	地域振興課	宮前区誕生 30 周年記念事業
	地域振興課	宮前区誕生 30 周年記念音楽推進事業

区名	所管課	事業の名称
宮前区	地域振興課	宮前区誕生 30 周年まつり開催事業
	地域振興課	区制 30 周年・アルテリッカ演奏会開催事業 (局区連携事業)
	こども支援室	子育て情報発信事業
	こども支援室	子ども包括支援事業
	こども支援室	冒険遊び場活動支援事業
多摩区	危機管理担当	多摩区安全・安心まちづくり推進事業
	危機管理担当	自主防災組織活動助成金
	危機管理担当	自主防災組織資器材購入補助金
	地域振興課	市民活動支援事業
	地域振興課	「音楽のまち・かわさき」多摩区事業
	地域振興課	まちづくり推進事業
	地域振興課	観光振興・タウンセールス推進事業
	地域振興課	地域コミュニティの活性化促進事業
	こども支援室	親と子の育児園事業
	こども支援室	多摩区地域子育て情報収集・発信事業
	こども支援室	多摩区こども総合支援連携事業
	麻生区	危機管理担当
危機管理担当		地域防災推進事業 (自主防災組織活動助成金)
危機管理担当		地域防災推進事業 (自主防災組織防災資器材購入補助金)
地域振興課		麻生区市民活動支援施設活用事業
地域振興課		麻生区市民活動支援施設利用促進事業
地域振興課		しんゆり・芸術のまち推進事業
地域振興課		しんゆり・芸術のまち推進事業 (芸術文化広報発信事業)
地域振興課		「しんゆり・芸術のまちづくり」 フォーラム運営事業
地域振興課		あさお芸術のまちコンサート推進事業
地域振興課		スポーツのまち麻生推進事業 (川崎フロンターレ応援事業)
地域振興課		あさお観光資源の魅力紹介事業
生涯学習支援課		【地域課題対応事業】 麻生里地・里山保全推進事業

(3) 教育委員会

委員会	所管課	事業の名称
教育委員会	青少年科学館 日本民家園	生田緑地サマーミュージアム運営事業
	教育環境整備推進室	川崎市立学校学校施設地域管理業務
	日本民家園	お月見をしよう
	日本民家園	体験講座・雪囲い・小正月

なお、概要版では、上記の 159 事業のうち、網掛けをした 12 事業のみを記載している。

2. 協働を推進するにあたっての課題

(1) 協働の重要性

高齢化など社会経済環境が大きく変化する中で、公共的な課題も多様化している。これらの課題に対応するためには、自助、共助、公助を適切に組み合わせて対応することが必要となる。とりわけ地域が抱える課題に対しては、地域コミュニティの役割が重要であり、協働の推進は、今後も重要性が増すものと考えられる。

川崎市では、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本理念に、これまでも自治基本条例や協働型事業のルールを定めるなど、協働の推進に取り組んできた。これらの取り組みは、全国的に見ても多くの自治体のさきがけとなるものであり、その点では高く評価できる。しかし、その一方で、協働を推進するためには、行政にとっても、職員一人ひとりの意識改革が求められることになる。また、協働の担い手となる市民についても地道な育成が求められるなど、今後の課題も多い。

今回の監査において監査対象とした各事業に対する監査の結果、意見は、本報告書における「第3 本庁」、「第4 区役所」、「第5 教育委員会」のとおりである。「第2 総論」では、各事業の指摘事項に共通に見られる事項や、協働の推進に向けて全庁的に取り組むべき事項として協働に関する基準の策定、協働の推進に係る計画の策定及び体制の見直しといった点を以下のとおり指摘する。

(2) 協働に関する新たな基準の策定

自治基本条例を基礎とする川崎市の協働に関する考え方については、先に説明したとおりである。市民活動団体の育成に向けては、「川崎市市民活動支援指針」が設けられており、NPO 法人をはじめとする市民活動に関する行政の支援基準とされている。しかし、「川崎市市民活動支援指針」が策定された平成13年当時と比較すると、川崎市内のNPO 法人が33 法人から329 法人に増加するなど市民活動団体の状況は大きく変化している。このような社会環境の変化に対応するため、現在、川崎市では「川崎市市民活動支援指針」の改訂が進められている。

改訂の方向性については、今後、市民活動支援指針改訂検討委員会等の意見を踏まえ策定されるため、現時点では未確定ではあるが、新たな「市民活動支援指針」では、自治基本条例が市民を、いわゆる住民に限定することなく広く捕らえていることを踏まえ、市民活動団体についても、住民、町内会、事業者、大学といった各協働の担い手の一構成要素として位置づけるとともに、市民活動団体の活動内容や組織の成熟度の違いといった団体間の差異に着目し、それぞれの団体の状況に応じた支援を行う方向で検討されている。

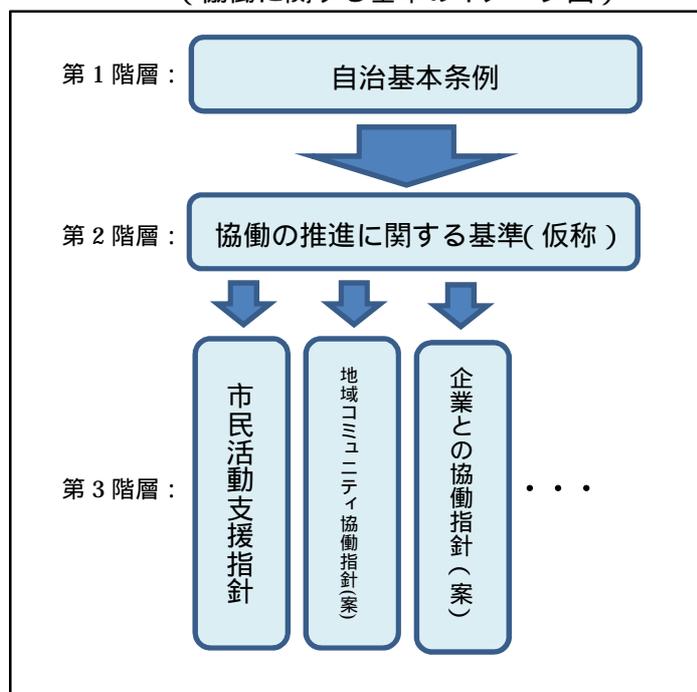
(監査の結果 協働に関する基準の策定 全般 1)

「市民活動支援指針」の改訂に伴い、今後、市民活動団体に対する支援の充実が期待できる。しかし、その一方で、協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、「市民活動支援指針」とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。

川崎市における協働の推進は、まず自治基本条例で協働の考え方を示し、これを受け、それぞれの協働の担い手を包含した事業化に向けた基準を策定し、さらに市民活動団体といったそれぞれの協働の担い手ごとに担当する所管部局の取り組み方針を示した基準を策定するといった3階層の基準策定が合理的である(下図参照)。

現時点では、この3階層の基準のうち、第2階層に該当する「協働の推進に関する基準(仮称)」は策定されていないが、このことが全庁的な視点から見た協働の推進に関する事業の具体化を不明瞭にする一因となっている。至急、「協働の推進に関する基準(仮称)」の策定に取り組むべきである。

(協働に関する基準のイメージ図)



(3) 協働に関する計画の策定

先にも触れたとおり、自治基本条例第 32 条では「市は、市民との協働により公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。」としている。自治基本条例第 32 条を受け、市民活動団体との協働事業を行う際のルールとして、協働型事業のルールは策定されているが、川崎市としてどのように協働を進めるのかといった点や協働の推進に係る事業を体系化した計画の策定はなされていない。

(監査の結果 協働に関する計画の策定 全般 2)

協働は、地域課題の解決に向け、市が単独で進めるのではなく市民と市とが協働で進めることで、より暮らしやすい地域を実現することを目的としている。したがって、協働を進めるためには、どのような地域課題に対して協働を推進するのかといった点を明確にする必要がある。また、協働の推進には、その担い手となる市民の育成が必要となることも多く、この点からも計画的に協働を進めることが重要となる。

そこで、地域課題の整理や、課題解決の手法となる協働の進め方、さらには協働の担い手の育成を含む協働推進に向けたスケジュールを示した「協働推進計画(仮称)」の策定が不可欠である。なお、「協働推進計画(仮称)」には、事業目的、事業体系及び計画期間(例えば 5 年間)の記載が必要である。

(監査の結果 推進計画における事業目的の明確化 全般 3)

協働型事業のルールにも記載されているところであるが、協働は課題解決の 1 つの手段であって目的ではない。しかし、個々の事業を検証すると協働で行うことが事業の意義となっている事業も多い。協働の担い手を育成するという点からは協働を行うことが目的であるといった考え方もあるが、そのことが事業目的が不明確になる一因となっている。「協働推進計画(仮称)」では、協働による事業の目的、目指すところ、目標を記載することで、協働による事業の目的を明確にするといった取組が必要である。

(監査の結果 成果の振り返りと検証可能な目標の設定 全般 4)

協働型事業のルールでは、協働を推進するにあたっての 6 つの原則が定められており、その 1 つとして「成果の振り返り」(事後評価)が挙げられている。しかし、個々の事業を検証すると成果の振り返りが不十分な事業が多い。その原因として、事業開始時点で目標が設定されていないため、成果の振り返りがしづらい点が挙げられる。そこで、「協働推進計画(仮称)」では、「成果の振り返り」が可能となるように成果指標なども用い、より具体的に目標を示すことが求められる。

「第 3 本庁」、「第 4 区役所」では、検証可能な定量的な目標値の設定を求めているが、参考までに、目標設定について以下のとおり説明する。

事業成果を検証するためには、定量的な指標を用いることが有効である。したがって、原則として全ての事業について、定量的な指標の設定が可能かどうかを検討する必要がある。しかし、定量的な指標の設定が困難な事業も多く、また、イベントを実施する事業などでは、来場者といった指標を設定しがちであるが、本来、地域コミュニティの醸成を目的に行っているのであれば、指標は、来場者よりも事業実施に参加した団体数が適切である。誤った指標を設定すると、事業の方向性を見失う一因にもなる。

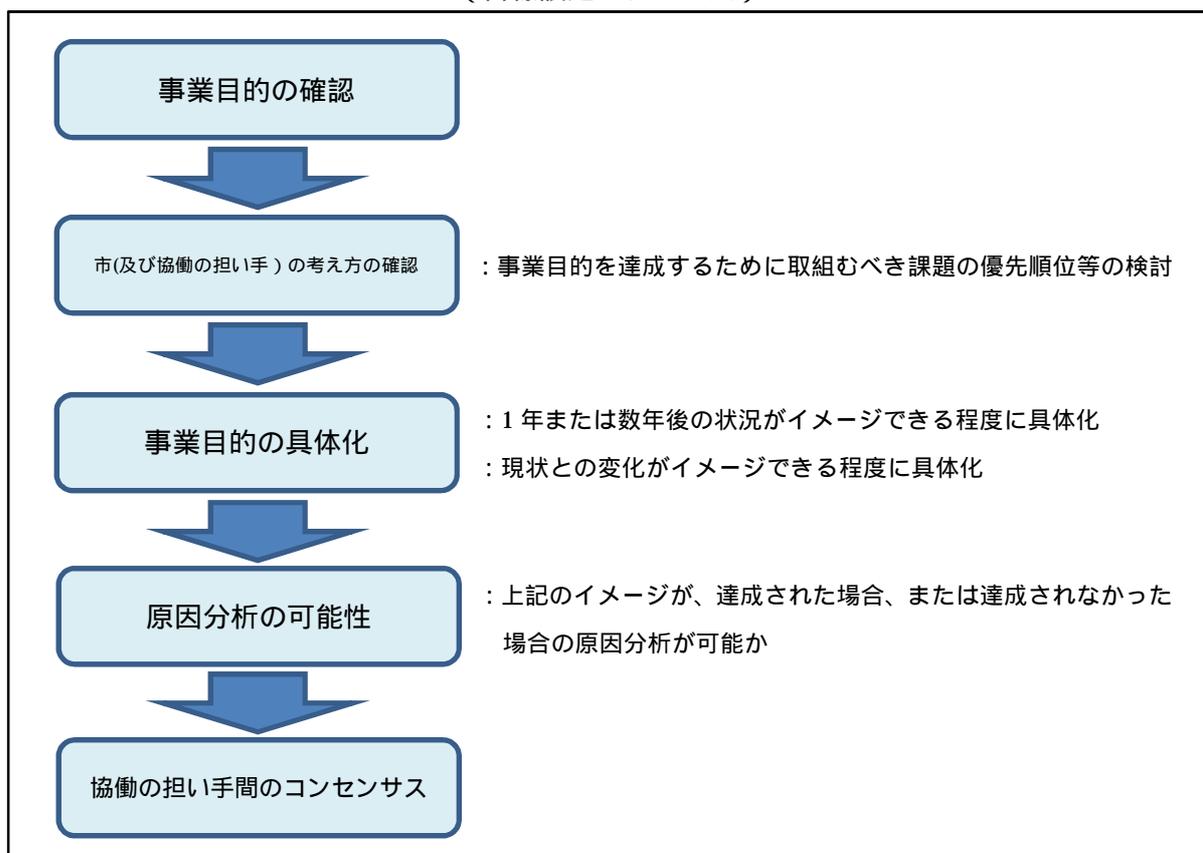
指標は、成果を振り返ることで事業の改善に結びつけるためのものである（いわゆる Plan - Do - Check - Action サイクルを機能させる）。したがって、定量的な指標の設定が困難な場合には、Check、Action に耐えうる程度に具体性のある目標を設定することとなる。また、評価結果を改善に結びつけるためには、目標は、それが達成されなかった場合に（または達成された場合に）、その原因を分析できるものである必要がある（このことから、逆説的な言い方ではあるが、定量的な指標に拘らなくても、達成状況の原因分析が可能な程度の具体的な目標であれば、成果の振り返りには有効といえる）。

また、目標の設定は、同じ事業であっても状況や市（及び協働の担い手）の考え方、意思によって異なる。例えば、市民との協働で防犯を行う事業について、防犯に関する住民の意識（自助の考え方）が不十分であると判断すれば目標値は住民への周知の回数やイベントへの参加人数となる。一方、優先的な課題が住民の意識改革よりも実際に被害を減らすことになるのであれば（例えば、被害が増加傾向にある場合などが考えられる）、目標はパトロールの件数などが考えられる。このように、目標は市（及び協働の担い手）の考え方を反映したものになる。

さらに、市が独自に行う事業と違い、協働に関する事業では、協働の担い手と市が、目標について合意することも重要な要件である。

一般的に、目標設定のプロセスは以下のとおりである。

(目標設定のプロセス)



(監査の結果 事業計画期間の設定 全般5)

行政においては、一般的に、一度事業が開始されると、廃止しづらいといった傾向が見受けられる。協働に関する事業についても、社会経済環境の変化や協働の担い手の高齢化などが生じても、事業の見直しがなされていない事業が多い。このように事業の見直しが行われない一因として、あらかじめ事業期間を設定したうえで事業を開始していないことが挙げられる。「協働推進計画(仮称)」では、例えば、計画期間を5年間と設定し、毎年度、成果の振り返りを行うとともに、事業計画期間終了時点では、事業の改廃を含めた検討を行うといった取組が必要である。

(4) 協働を推進するにあたっての体制の見直し

川崎市では、市民協働推進課が設置されているが、市民協働推進課の役割は、NPO法人など市民活動団体の支援であって、全市的な協働の推進を担うものではない。そのため、市民協働推進課では、全庁的にどのような協働に関する事業が行われているかといった把握は行われていない。

（監査の結果 協働に関する全庁的、横断的体制の構築 全般6）

協働の推進は全庁的、横断的に進めるべきものである。したがって、全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制を構築するとともに、この体制のもと、自治基本条例の理念や、新たに策定する「協働の推進に関する基準(仮称)」に従って協働の推進が行われているかどうかといった検証を行う役割が求められる。

（監査の結果 全庁的、横断的な視点からの事業の整理 全般7）

全庁的、横断的な視点から協働の推進を担う体制では、先に示した「協働推進計画(仮称)」の策定に加え、計画の策定過程では、現在実施されている協働に関する事業の整理が必要である。例えば、KAWASAKI しんゆり映画祭事業と、しんゆり・芸術のまち推進事業とでは、地域の文化、芸術を活用した地域コミュニティの活性化や地域ブランドの確立を目指すといった類似した目的の事業である。しかし、それぞれの事業は別個の部署が担当していることもあり、事業間の連携は図られていない。類似事業の重複を避けることや、より高い成果を目指すため事業間の連携を図るといったためにも、協働の推進に関する事業を一元管理する体制の構築が求められる。

（監査の結果 全庁的、横断的組織によるモニタリングの管理 全般8）

川崎市では、より市民に身近な行政機関である区役所の機能強化を進めているところである。具体的には、それぞれの区の実情に応じた独自の事業として地域課題型事業が行われている。地域課題型事業について、その内容は区の独自性に委ねることとなっているため、事業の企画立案は、区ごとに実施されている。しかし、その一方で、地域課題型事業が地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった成果の振り返りは、全庁的、横断的に行うべきである。したがって、地域課題型事業の成果の振り返りを効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

（監査の結果 区役所間の連携 全般9）

地域課題型事業に見られるように地域課題の解決に向けた協働の推進は、区役所が地域の独自性に応じて事業の企画立案を行うことが重要である。その一方で、全市的に協働を推進するためには、区役所間の連携も必要となる。宮前区などで行われているスポーツ振興事業は、地域の資源を活用することで地域振興を深めることに役立っている。こういった成功例は他区においても参考とすべきであり、したがって、区役所間の連携についても効率的・効果的に実施するためには、協働を全庁的、横断的に所管する部署を明確にし、これを担わせることが必要である。

(5) 協働の推進と区役所における体制の見直し

より市民に身近な行政機関である区役所では、協働に関する様々な事業が行われている。今回の監査では、区役所で実施されている事業については、危機管理担当、地域振興課、生涯学習支援課及び子ども支援室が所管する事業を対象にした。

(監査の結果 区役所における体制の見直し 全般 10)

上記で、協働の推進に向けて、全庁的、横断的な組織の設置を求めたところであるが、各区役所で行われている協働事業についても、類似事業の整理や、事業間で連携を図ることにより高い効果が期待できる事業が存在することから、区役所においても協働に関する事業を統括する部署を明確にする必要がある。

(6) 推進に関する事業目的の明確化

協働に関する事業として地域の文化財や、市民による芸術活動を活用した街おこしが進められている。例えば、幸区では、音楽のまち推進事業として区民音楽祭を開催しており、区民や企業内の音楽サークルにコンサートの機会を提供している。また、多摩区においても、たま音楽祭が開催されるなど、プロが演奏を行うものか、アマチュアを中心とした音楽祭かの違いなどはあるものの各区で類似の事業が行われている。

(監査の結果 推進に関する事業目的の明確化 全般 11)

本来、これらのイベントは、地域の特徴なども考慮したうえで地域の協働の推進を目的に行われるべきものである。したがって、イベントの多くは、実行委員会方式が採用されており、市民自らが実行委員会の場で企画を検討することや、イベントへの参加を通して市民の交流が促進されることに事業の意義がある。

しかし、実際に事業が開始されると、イベントへの来場者数などに目が奪われ、イベントを実施することが目的化し、本来の目的である地域課題の解決にどのように貢献しているのかといった視点は見落とされがちになる。こうした点は、イベントの準備など実務に携わる職員にとっては、どうしても陥りやすい点である。

そこで、音楽祭のようにイベントの開催を通して地域課題の解決を図る事業では、協働を行うことの目的を明確にするため、イベントの目的と協働の目的を別個に設定することが考えられる。例えば、イベントの目的を“ A 目的 (例えば、イベントへの来場者数) ”、協働の目的を“ B 目的 (例えば、イベントを実施する側での世代間の交流 (世代別の参加者割合)) ”とし、それぞれの目的を明確にすることで両者の混同を避けることができる。

なお、事業目的の明確化は、(3) 協働に関する計画の策定においても触れたところであるが、地域課題の解決に向けた目的を明確にする点は、計画の策定においても考慮すべきである。

(7) 市民と行政との関係の整理

協働の推進には、市民と市が目的を共有し、その目的達成に向け、それぞれの役割分担を決めた上で協力関係を構築することが欠かせない。協働型事業のルールでは、協働の原則の1つとして、市民と行政の役割分担と責任範囲の確認が挙げられている。これを受け、協働に関する事業の多くでは、要綱等によって市民と市との役割分担を定めている。

(監査の結果 要綱等による市民と市との役割分担の明確化 全般12)

概ね要綱等に定められている役割分担は、抽象的な内容なものが多く具体性に欠けている。これは、要綱等で詳細な内容まで規定すると、状況に応じた対応が困難になり、むしろ事業の硬直性を招いてしまうことを危惧してのことと考えられる。しかし、協働に関する事業では、市から協働の担い手に対して、委託費、補助・助成といった支出が行われているケースが多く、したがって要綱等で委託内容等を明確に定めることが必要である。

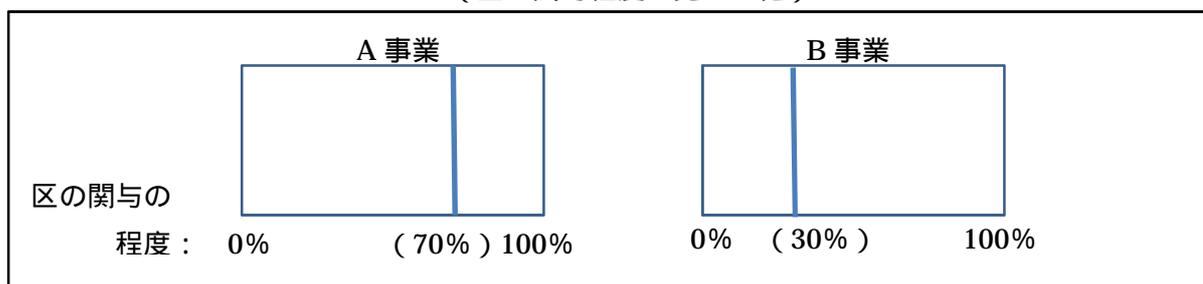
市民と市との役割分担をどの程度詳細に規定すべきかは、協働の事業内容や事業目的によっても異なる。例えば、実行委員会が主体的に行うまちおこしを目的としたコンサートなどの事業であれば、事業内容は実行委員会の自主性に委ねる趣旨から、協働の担い手の役割分担は要件程度の概括的なものも可能と考えられる。一方、地域防災など一定の市の関与が求められる事業については、より詳細な内容を要綱等で示す必要がある。

(監査の結果 要綱等による市民と市との役割分担の明確化 全般13)

区役所の地域防災を担当する職員に対するヒアリングの中で、職員から、協働を進めるにあたって、市民と区役所との関係が分かりづらいとの意見があった。確かに、区が実施する協働の事業は、公共性が高く区が積極的に関与すべき事業から、市民の自主性に委ねるべき事業まで幅が広い。個々の事業を検証すると、本来、区が市民に対し事業方針を示すなど積極的に関与する必要があるにもかかわらず、区の間与が不十分な事業も多い。また、事業の実施段階で、区の間与の範囲、程度が組織的に(例えば、課として)十分に検討されていないケースが多い。

そこで、協働に関する事業については、市民と区との役割を組織内で検討することが必要である。検討に当たっては、例えば、下記の図なども用いることで(区の間与の程度を0%から100%の範囲で見える化する。下記の図では、公共性の高いA事業であれば区の間与は70%程度、A事業に比べ公共性の低いB事業については区の間与は30%程度となる。また、同じ事業であっても、協働の担い手が育成されれば、一般的に区の間与が下がるものと考えられる)区の役割について、職員の認識の共有を図ることが必要である。

(区の関与程度の見える化)



協働型事業のルールでは「協働型事業の事業形態としては、主に委託、共催、事業協力、補助・助成が考えられる」としている。一般的に、より行政の責任において実施すべき事業は委託が選択され、より市民活動団体が主体的に取り組むべき領域については、補助・助成が選択されることになるとされている。

(監査の結果 事業目的、事業内容と事業形態との整理 全般 14)

事業目的、事業内容と事業形態との整合が図られていない事業が見受けられる。特に実行委員会方式で実施されている事業では、実行委員会に委託費が支払われているケースが多いが、区民が実行委員会を構成し主体的に音楽祭を実施するという事業の趣旨からすると、委託費より補助・助成がふさわしい。

また、協働の担い手の資金用途を明確にするためにも、委託費に比べ、補助・助成対象が特定されている補助・助成が望ましい。さらに、本来、補助・助成とすべきところを委託費とすることは協働の担い手の自主性を損なう結果にもなる。事業目的、事業内容に応じた事業形態の選択が必要である。

(意見 実行委員会について 全般 1)

実行委員会には、事業の実施主体としての実態を有するものがある一方、事業実施に向け有識者の立場からアドバイスを行うことを主目的としているものもある。本来、後者については、実行委員会ではなく、協議会、有識者会議とすべきものである。

(8) 区役所で実施する事業の調整

区においては、本庁が所管する要綱等に基づいて実施されている事業もある。例えば、地域の自主防災力強化のための事業である自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業は、総務局危機管理室が所管する川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に基づき、各区で交付決定等の事務を行っている。

(監査の結果 自主防災組織に対する活動助成等事業の整理 全般 15)

各区では、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に基づき、自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業が実施されているが、その事業内容には差異も見られることから、各区横断的な整理が必要である。

自主防災組織活動助成金事業、自主防災組織防災資器材購入補助金事業は、自助、公助に加え、共助の考え方に基づいた自主防災組織による地域防災力の向上を目的としている。自主防災組織の活動自体は自主的なものではあるが、川崎市としても地域防災力を強化するという公共性に鑑み補助金、助成金を支出している。このような公共的な視点から、市としては自主防災組織結成を促すべきであるが、これに向けた各区の取組状況は異なっている。

また、自主防災組織が行う防災訓練の実施状況は、概ね 60%程度（自主防災組織のうち平成 24 年度に防災訓練を行った割合）である。防災訓練の実施状況を向上させるため、幸区のように、ネットワーク協議会を設置し、協議会を通して、訓練に積極的に取り組む自主防災組織の状況を他の組織に紹介することで他の組織の実施を促す区役所がある一方で、このような取組を行っていない区役所も多い。

さらに、自主防災組織の資器材の保有状況の把握については、麻生区、多摩区のように毎年度把握している区がある一方で、資器材の保有状況を把握していない区も多い。自助、共助、公助による取組が互いに補完しあい地域防災力の強化を図るという点からも、自主防災組織が保有する資器材の状況を区が把握することは不可欠である。川崎市では、平成 27 年度を目処に、避難所に指定されている市立学校等に、避難所で用いる装備を収納する備蓄倉庫を整備しているが、これとの連携を図るためにも自主防災組織の資器材の保有状況把握は時宜に適っている。

なお、川崎市が行う資器材の備蓄状況は市や区のホームページで公表されているが、これに加えて、自主防災組織が保有する資器材の状況についても地域住民に周知し、区民一人ひとりの自助の取組に役立てるべきである。

(9) まちづくり推進事業等の見直し

各区には、地域課題の解決を目的にしたまちづくり推進組織が設置（麻生区を除く）され、まちづくり推進組織と区役所との協働による事業が進められている。まちづくり推進組織は平成 10 年ごろに設置されたものが多く、まちづくり推進組織を取り巻く環境も当時からは大きく変化している。

(監査の結果 まちづくり推進組織の見直し 全般 16)

平成 10 年当時と比較すると、NPO 法人が増加するなど協働の担い手の状況についても大きく変化している。一般的には NPO 法人の増加に見られるように、協働の担い手は専門

性を高めており、それぞれの分野で地域課題の解決に貢献している。協働の担い手の専門性向上に伴い、宮前区を除くと、まちづくり推進組織の活動範囲は相対的に減少しているケースが見られる。

そこで、まちづくり推進組織については、地域課題の解決に向けた実施主体ではなく、これまでの幅広い活動経験を活かした団体間の交流の窓口といった中間支援団体としての役割に衣替えをするといった見直しの時期に来ているものと考えられる。なお、まちづくり推進組織の役割を見直すにあたっては、まちづくり推進組織委員のモチベーションや区ごとの取組状況の違いにも配慮し、検討を進めるべきである。

(10) 協働の推進と市民参加

自治基本条例では、参加と協働に当たり、市民は自らの発言と行動に責任を持つこととされている(自治基本条例 第 7 条)。これに対応して、市においても、協働を推進するためには市民参加の機会を十分に確保することが不可欠である。川崎市において市民参加の機会として、区民会議が設置されているほか、協働に関する事業を進めるに当たっては様々な市民参加の機会が設けられている。

(監査の結果 市民参加の機会の確保 全般 17)

区民が、区の課題を提言し調査審議する場として区民会議が設置されている。また区の課題の提起及びその解決のための実践を行う組織として、まちづくり推進組織が設けられている。両者は、提言審議機関と、地域課題の解決に向けた実施主体といった役割に違いはあるものの、一部の構成メンバーが重複するなど共通点も多い。この他協働の推進に関する事業では市民の意見を聞く機会が設定されているケースも多い。

しかし、全庁的に市民参加の機会がどのように設定されているのかが整理されていないため、市民参加の機会に重複が見られる一方で、市民参加の機会確保に漏れが生じていることも考えられる。そこで、協働の推進に関する事業と市民参加の機会とを、全庁的な視点から整理することで、公平で幅広い市民参加の機会の確保に努めるべきである。

また、市民参加の機会確保では、協働の担い手としての市民の参加に加え、行政サービスの受け手としての市民の参加も必要である。

第3 個別事業

1. 自主防災組織防災資器材購入補助金【総務局】

(1) 概要

事業概要

当事業は、川崎市で結成された自主防災組織に対して、その防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえで必要な防災資器材の購入に対し、一定程度の補助金を交付する事業である。

補助対象となる防災資器材は、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱(以下、「資器材要綱」という。)の防災資器材購入品目一覧表に掲載のものである。

補助率は、購入に要する費用の2分の1以下で、かつ、以下の合計額を超えない額としている。

- ・組織割(1 自主防災組織につき)...300,000 円
- ・世帯割(加入 1 世帯につき)...600 円

補助金で購入したものを含む各自主防災組織の資器材の保有調査を5年に1度行っており、保有状況はその場で把握している。

当事業の所管は総務局危機管理室であるが、実際に補助金の受付、交付等の事務は、各区の危機管理担当が行い、総務局危機管理室では補助金の制度設計と年度当初に各区役所に対して補助金の枠を割り当てる役目を担っている。

交付件数は、平成 24 年から申請件数が大幅に増えているが、これは東日本大震災を受けて地域防災への関心が高まったためと推察される。

協働相手の概要

自主防災組織とは、地域における平常時の防災活動及び非常時の助け合いに取り組むための組織で、川崎市自主防災組織育成指導要綱に基づき結成される任意団体である。川崎市内には平成 25 年 4 月 1 日現在で 710 団体の自主防災組織がある。

必要な要件を満たせば、誰でも自主防災組織を結成することができるが、各地区の自治会・町内会が結成していることが大半である。この他、マンションの管理組合が結成するケース等がある。

各自主防災組織を取りまとめる組織として以下のものがある。

まず市及び各区に自主防災組織連絡協議会(以下、「自主防連」という。)が要綱に基づき設置されている。市全体の自主防連は、各区の自主防連の代表者により構成され、総務局の危機管理室が事務局を担当している。そのもとに区ごとの自主防連があり、各区の自主防災組織の代表者により構成され、その事務局は各区の危機管理担当が担当している。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

具体的な事業は各区に分かれて実施しているため、各区の当該事業を参照のこと。

(3) 意見

保有資器材調査の実施に関する指導の必要性(本 意1)

上述のとおり、当補助金により購入したものを含め、各自主防災組織の資器材の保有調査を5年に1度行うこととしているが、各区の危機管理担当にヒアリング調査をしたところ、その認識に相違があった。総務局危機管理室の方針通りに5年に1度、調査を実施することを認識し、その通りに実施している区もあれば、5年に1度という方針についての認識はないものの、区独自の方針で毎年保有調査を実施しているところ、まったく保有状況の調査を実施していない区もあった。

各自主防災組織に防災活動に必要な資器材が保有され、適切に管理されているかを確認することは行政の重要な役割であるため、全市的に統一的な方法で保有調査が実施されるよう、総務局危機管理室による指導が必要である。

情報収集及び共有の必要性(本 意2)

当補助金の交付事務は各区において行われている。その交付方法についても区によって違いがあった。ある区では、毎年、申請があった全自主防災組織を補助金の交付対象とするのではなく、年度毎に補助金交付地域を割り当て、各自主防災組織は2~3年に1度だけ交付申請ができるなどの工夫をしていた。交付申請できる自主防災組織を限定することにより、それだけ1自主防災組織に交付できる補助金額を多くすることが可能となることから、自主防災組織では比較的高額となる資器材を購入できるというメリットがある。

このように、各区では、運用段階で、それぞれの工夫を行っている。これらの工夫をお互いの区で参考にするため、各区での取り組みについて情報収集を行い、有用な情報については各区に共有するといった横断的な対応を本庁部局は行うことが必要である。

2. 芸術のまちイベント事業(川崎・しんゆり芸術祭)【市民・こども局】

(1) 概要

事業概要

当事業は、第1回、2回は新百合ヶ丘周辺(麻生区)で開催。

協働相手の概要

地域主体の総合芸術祭を開催する唯一の団体である川崎・しんゆり芸術祭実行委員会（文化施設関係者、文化団体、地域団体、企業等により構成）。

（２）監査の結果

協働の原則の遵守について

（ア）目的の共有

（事実確認）

実行委員会をはじめ、企画会議、事務局会議など、各種会議に出席し、懸案事項等の共有と解決に向けた意見交換等を行っている。

（イ）対等の関係

（事実確認）

事業の進め方や決定事項等については、各々委員の立場で出席する会議による協議の上で決定している。

（ウ）相互理解

（事実確認）

当事業は、地域で活躍されている団体等で構成する実行委員会により進められており、委員の属性等を踏まえて、個々の特性や強みを活かした事業展開を図っているため、さまざまなジャンルの催しを実施することができている。これら各市民が芸術祭に参加することで、事業目的等の相互理解が図られている。

（エ）役割分担と責任範囲の確認

（事実確認）

当事業は、地域主体の総合芸術祭への補助により、文化・芸術を活かしたまちづくりを推進することを主眼としており、補助により実施される川崎・しんゆり芸術祭は、地域で活躍されている団体等で実行委員会を構成して進められている。

実行委員会のメンバーは、地域における文化施設関係者、文化団体、文化人等により構成しており、実行委員会の事務局には、文化関連団体等との人的ネットワークや事業実施にあたってのノウハウを持つ川崎市文化財団が担っている。実行委員会では、推進体制について協議し、各部会における責任者等を定め組織的に対応する中、各委員は各々の活躍されている分野における特性等を活かして、取組（川崎・しんゆり芸術祭）に携わり、市も補助事

業の目的達成に向けて、一実行委員会委員として参画している。

このように当事業では、地域の芸術文化関連で活躍する団体等と、公共性のある市及び川崎市文化財団とが、それぞれの強みを活かした役割分担と責任の範囲で事業を進めている。

(監査の結果 本 結 1 1)

それぞれの役割分担のもと事業が進められていることを考慮すると、役割分担について文書化が望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業の実施については、市ホームページ、川崎・しんゆり芸術祭専用ホームページ、市政だより等、各種広報媒体を活用して市民へ広報しており、取組内容やその主体名も公開している。実施結果については各報道機関へ報告するなど、公開性・透明性の向上に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

当事業の成果を測るには、川崎・しんゆり芸術祭への来場者の意見等が大変有効であるとの考えから、実行委員会において、各公演来場者へのアンケートを実施している。アンケート結果を市も確認をした上で、今後どのような公演等により、まちづくり推進に向けた取組を実施していくべきかについて、企画会議等において意見交換し、翌年度以降のプログラム作成等に活かされている。

(監査の結果 本 結 1 2)

成果の振り返りとして、来場者数の把握や来場者へのアンケートが実施されているが、当事業の目的が地域の活性化にある点を考慮すると、イベントの実施者側についても成果の振り返りの対象とすべきである。具体的には、地域の芸術家の参加者数や、ボランティアの参加者数などが考えられる。

3 . 地域コミュニティ推進事業【市民・こども局】

(1) 概要

事業概要

当事業は町内会や自治会等の活動を支援し、地域コミュニティを活性化させるこ

とを目的として実施している。市民活動団体は地域の枠を超えてテーマを持って活動していることから、当事業では、モデル事業を通して、地域で活動している団体と、地域の枠を超えて活動している市民活動団体との連携を促すことによって創出される効果を検証することを目的としている。

なお、平成 23 年度、24 年度のモデル事業は以下のとおりである。

(平成 23 年度)

- ・ 環境美化を推進する取組(川崎区・旭港町内会)
- ・ 文化・環境・災害の学びを通して地域力を高める取組(高津区・溝口第 2 町会)
- ・ 地域活動に対する住民の関心を高める取組(多摩区・長沢自治会)

(平成 24 年度)

- ・ 落書き消しによる地域の防犯強化、住民の環境美化への意識向上を図る取組(宮前区・馬絹町内会)

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

町内会・自治会が助成金を申請する際、モデル事業を実施する目的を十分に説明し理解を得るとともに、事業内容がモデル事業として適当か精査の上、必要な協議・調整を行うなど、目的の共有化を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

申請、審査、事業実施から検証まで、実施主体である町内会・自治会と必要に応じて 2、3 回程度の意見交換の場を設け、お互いの意見を言い合える関係を構築している。

また、意見交換の場には、市民協働推進課職員のほか、各区の職員が出席することで、より地域の実情に応じた意見交換を可能にしている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

実施主体である町内会・自治会とモデル事業の実施を通して連携による効果を検証する市の立場を相互に理解しあいながらも、双方に方向性や考え方の違いが生じたときには、意見交換の場を設け、十分な協議を行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

実施主体である町内会・自治会に対し、市は円滑な事業実施が図られるよう調整する役割を担っており、事業実施に伴う責任は双方が負うものと考えられる。この役割分担と責任範囲については意見交換の場等で随時確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

双方が連携しながら、事業実施後に町内会の会報等で実施内容について報告するなど、情報発信に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業実施後、町内会・自治会と情報交換の場を設け、目的・目標の達成や成果、町内会・自治会と市民活動団体等との連携によるメリット・デメリット等を双方で振り返り、改善点や課題を整理している。

(監査の結果 本 結 14)

当事業は、モデル事業であるため効果の測定や課題の抽出が、他の事業に比べ重要になる。当事業では、実施後にヒアリングが行われているが、地域課題を解決するための地域コミュニティの強化、地域における市民の自主的な活動の推進、新たな地域コミュニティ力の創出という「川崎市地域コミュニティ活性化連携モデル事業補助金交付要綱」第3条に掲げる目的が達成されているか、また、その状態が継続的に維持されているか等について、1年後に再度ヒアリングを実施することなどが考えられる。

(3) 意見

検証結果の活用について(本 意 2)

当事業の目的は、町内会・自治会と市民活動団体等の連携した活動が地域コミュニティに及ぼす影響を検証するとともに、連携の仕組みや実施方法を検討することであるが、その検証結果をどのように次に繋げるかについての考察が不十分である。市民協働推進課では、モデル事業を通じて得られたことを取りまとめているが、これにとどまらず、各区の地域振興課を交えて議論するなどの取り組みが必要である。

4. KAWASAKIしんゆり映画祭【市民・こども局】

(1) 概要

協働相手の概要

映画大学関係者や地域の実施主体から構成する特定非営利活動法人KAWASAKIアートとの共催により事業を進めている。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

映画祭代表者や事務局員、市職員、市民ボランティアが集まる全体会を開催し、事業目的や事業の進め方について意見交換を行い、情報共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業の進め方や決定事項については、全体会で協議した上で決定している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

市民でつくる映画祭として、市民ボランティアの出席も含めた全体会を開催するなど相互理解に努めている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

市と協働相手との役割分担は以下の通り。

< 川崎市 >

負担金の支出や、情報発信などの広報に関する調整。

< 特定非営利活動法人KAWASAKIアート >

KAWASAKIしんゆり映画祭や、ジュニア映画制作ワークショップ(中学生による映画制作)の運営。

また、役割分担については協定書で規定されている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

負担金事業の実施については、市政だより、市のホームページ、町内会の

掲示板などの各種媒体を活用して市民に広報しており、取組内容やその実施主体名も公開している。また、市民ボランティアについても、広く募集するなど、公開性・透明性の確保に努めている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業の成果を測定するため、KAWASAKIしんゆり映画祭の来場者に対するアンケートの実施と、各作品に対する入場者数の把握を行っている。

これらの結果を踏まえ、今後の企画内容や広報の実施方法等に活かすことで、市内外に地域の一層の魅力の発信と活性化に向けた取り組みを実施している。

(監査の結果 本 結 17)

当事業は、「芸術のまち構想」のもと、新百合ヶ丘駅周辺の住民と近隣の大学等が協働で進める芸術振興を通したまちづくりと魅力の発信事業である。このような取組の成果もあり、新百合ヶ丘駅周辺は、芸術のまち、映像のまちとしてブランド化しつつある。

当事業の成果の振り返りは、来場者数の把握や来場者に対するアンケートの実施と、運営委員会による来場者数、アンケート結果及び実施主体、スタッフからの意見聴取及びその分析である。

協働相手からの事業報告を閲覧したところ、アンケート結果や各作品に対する来場者数については報告があるものの、その結果を今後の企画内容や広報の実施方法等に活かし、地域の一層の魅力を発信するといった活性化に向けた取り組みに結び付けて行くといった点については十分に記載されていなかった。当事業では、来場者数の推移や、来場者、実施主体といった多方面の意見を取り込み、事業の改善を進めることが重要である。そこで、事業報告書には、アンケート結果や来場者数の報告に加え、事業の改善点や改善方法についても記載するよう協働相手先に指導することが望まれる。

(監査の結果 本 結 18)

当事業は、新百合ヶ丘駅周辺の芸術振興を通したまちづくりと魅力の発信を目的としている。類似の事業として、麻生区では、芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」が実施されている。市では、KAWASAKIしんゆり映画祭事業は、新百合ヶ丘駅周辺に限定したのではなく全市的な事業として捉え、一方、麻生区が所管する芸術振興事業「しんゆり・芸術のまち推進事業」は地域限定の事業として両者を区分している。

しかし、このような市による区分は、協働の担い手である市民から見て、意味のあるものであろうか。いずれの事業も市民によっては、芸術、映画を愛する市民が集い交流を育むことで地域のブランド化（より良い地域にしていくという意味も含め）を目指すものである。類似する両事業については連携を図ることで、より良い事業に改善して行くことを検討すべきである。

5. かわさき多摩川博実施業務【建設緑政局】

(1) 概要

事業概要

「多摩川エコミュージアムプラン」は、地域の自然・歴史・文化を再認識し、これら固有の資源を地域で守り・育み・継承し、さらにこのような活動から人々の新しい交流を生み、快適で豊かに生きいき暮らせるまちづくりを目指して策定されたものである。当事業はこのプランに沿って、多摩川の魅力を区民に発信していくために各種イベントを行う事業である。

協働相手の概要

「多摩川エコミュージアムプラン」は2001年に策定され、まちづくり、地域づくりの骨格を示すと共に、多様な市民活動による広域ネットワークの形成、市民と行政の協働による推進、二ヶ領せせらぎ館での環境教育実践や市民活動への支援などを具体的に提示した。このような運動を推進する組織として、せせらぎ館運営委員会に始まり、多摩川エコミュージアム推進委員会へと発展し、2002年7月にNPO法人多摩川エコミュージアムが成立した。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

協定書に目的が明記されており、またイベントを実施するにあたって、職員と委託者で会議を実施する中で、目的は共有されている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

協定書において、疑義が生じた際には、両者が協議して定めるとの記載があり、一義的には対等である。また定期的に行われる会議やイベントごとの協議で、意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにす

るための配慮がなされていた。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定期的に行われる会議やイベントごとの協議で、双方の意見を交換することで相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

協定書において、役割及び責任範囲が明確に記載されており、役割分担と責任範囲は明確である。

(監査の結果 本 結 1)

かわさき多摩川博の実施も概ね 10 年が経過し、多摩川の魅力についても、ある程度市民への浸透が図られている。これまで、かわさき多摩川博は市と NPO 法人多摩川エコミュージアムとの協働で実施されてきたが、今後は実行委員会を設置するなど、市民主体での取組にシフトすることも検討すべきである。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業に関する事項を広報誌やホームページで公表しているのに加え、イベントの告知については、ラジオや川崎駅の掲示板なども活用しており、広く公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

一部のイベントでは、参加者を対象にアンケートを実施し来場者の意見を聴取している。また、多くのイベントでは実施後に反省会を行っている。

契約書では、委託期間終了後に受託者は川崎市に事業報告書を提出することになっており、事業報告書ではイベントの名称・開催日・概算での参加者数が記載されているが、イベントの内容やどのような効果があったか等までは記載されていない。

(監査の結果 本 結 2)

多摩川を活用することで、川崎市の活性化を図る取り組みは、この 10 年間

で市民にも浸透するなど様々な効果が実現している。成果の振り返りについても、来場者数等は把握されているが、協働の担い手である市民団体の参加数など、協働の推進状況に着目した振り返りを実施すべきである。

6. 川崎区まちづくりクラブ【川崎区役所】

(1) 概要

事業概要

区民が身近な地域課題の解決に向けて、主体的にまちづくりに関する実践活動を推進することを目的に実施する事業である。

協働相手の概要

まちづくりクラブは、区内の中学校区ごとに設置されている。10のクラブがあるが、3つのクラブは現在活動休止中である。現在活動している7つのクラブのうち、大師第1、大師第2、大師第3の3つのクラブは合同で活動しており、活動単位は5つであるが、うち3つのクラブは区と委託契約を締結しており、残り2つのクラブは委託業務を担える体制にないため、外部の業者に運営を委託している。

なお、川崎区まちづくりクラブ設置要綱では以下の活動を行うものと定められている。

- ・まちづくりに関する活動の情報交換
- ・まちづくりに関する活動の調査・研究
- ・まちづくりに関する活動の協議・検討
- ・その他、まちづくりに関する活動に必要なもの

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

5つのクラブのうち、委託契約を締結する3つのクラブは各地区の計画書を策定し、協定書にて計画書を目的とすると明記している。また単年度の事業計画を策定しており、この事業計画には当年度に実施するイベントや調査・研究対象とする事項について、詳細に記載している。

残りの2つのクラブについては、単発でのイベントの実施にとどまっており、事業計画は策定していない。定例会での意見交換で目的の共有は図られている。

(監査の結果 区 結 1)

委託契約を締結する 3 つのクラブが策定した計画書に記載された計画の中には実行が難しい項目も含まれており、結果的に計画書が各年度の事業計画に十分に反映されているとは言いがたい。協定書で計画書を地域の課題として取り組むと定めていることから、計画書で提案した事項について、他の事業で実施しているもの・まちづくりクラブだけでは実行が困難で提言にとどまるもの・時間をかけても必ず実施したいものなどの区分を設け、事業の優先順位を定める必要があると思われる。また、計画書は、策定期間が平成 15 年、16 年、18 年と策定してから時間が経過しており、実行が難しい項目が記載されているケースや、近年の実施している活動内容の実態と乖離していることから、計画書自体を見直す時期に来ていると思われる。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

協定書では、委託契約を締結したクラブとの間では定例会を実施し、定期的な意見交換の機会を設けるとされている。実際にも定期的に意見交換が行われており、当事者の一方が不利にならないようにするための配慮がなされていた。委託契約を締結していないクラブについても定例会は適宜実施されており、議論がなされている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定例会での意見交換で、各クラブと区との相互理解が図られている。また、各クラブの代表者と副代表者が集まる代表者会議を年に 3 回実施しており、活動中の全てのクラブの代表者・副代表者が参加している。この会議では各クラブの活動内容の情報共有や年度末に行う合同での活動発表会についての打ち合わせを実施することで、各クラブ間の相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

この事業はクラブが主体となるものであり、実施するイベントの企画や実務はクラブが行う。区の役割は、定例会等の会議にオブザーバーとして参加し、意見を述べることに、資金面での援助である。他には、交渉等について区が行う場合もあるが、区の役割は限定的である。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動内容や実施事業について、市のホームページで公表されている。実施報告書は市の窓口には据え置いておらず、主として関係者に配布している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

定例会で活動の終了時に活動状況についての報告がなされている。クラブが主体となっていく事業であることから、成果の振り返りはクラブが主体となっていく。区は会議にオブザーバーとして出席し、会議の内容の共有を行っている。

(監査の結果 区 結2)

事業責任や成果をクラブに帰属させるということであれば、委託ではなく補助や助成の形態を取ることが望まれる。当事業はあくまでクラブが主体となっていく企画や運営を行うものであるため、補助・助成の事業形態をとることが協働の実態と整合している。

(3) 意見

クラブの当初の設置目的と現状について(区 意1)

まちづくりクラブは、平成9年に策定された「川崎区区づくり白書」の提案を実現するため、設置された経緯がある。このためまちづくりクラブが設置された当初は、クラブ毎にごみ問題や防災、高齢化社会での課題など、地域で生活するうえでの重要な課題があり、その解決に向けた活動を行っていた。しかしながら、それぞれの重要な課題については、その課題に対応した組織や会議体・事業などが設置され、まちづくりクラブでの取組は限られたものとなっており、その結果、イベントがメインとなっているようなクラブもあるのが現状である。設置当初の目的と現在の取組内容が乖離しているクラブもある。現在の活動内容がまちづくりクラブでできる取組として妥当なのであれば、まちづくりクラブの当初の目的や活動内容等を見直し、設置要綱等を実態にあわせる時期に来ていると思われる。

7. 自主防災組織活動助成金【幸区役所】

(1) 概要

事業概要

自主防災組織が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における計画的な組織活動を促進することを目的として、予算の範囲内で、自主防災組織に対して、活動助成金を交付する事業である。

協働相手の概要

当該助成金の交付対象は、「川崎市自主防災組織育成指導要綱」第3条に基づき認定された自主防災組織である。幸区には72の自主防災組織がある。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

活動助成金の目的は、川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱において明確にしており、目的の共有を図っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

活動助成金は、自主防災組織の自主的な活動に対し、交付要綱に基づく一定の条件を満たした場合に区から支給されるものである。自主防災組織が実施する活動は、あくまで自主的に行われるものであり、区から強制されるものではなく、対等の関係が築かれている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

日ごろの活動の中で、意見交換や情報交換、情報共有を行い、相互理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

交付要綱において、助成対象となる活動が明記されており、助成対象活動は明らかになっている。また、市が作成する自主防災組織の手引きにおいて、

自主防災組織の目的、役割が明記されており、自主防災組織の役割を明らかにしている。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

活動助成金交付制度についての説明等が市ホームページで公開されている。また、交付要綱において交付基準(参加人数や助成額など)をあらかじめ設定しており、透明性を確保している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

助成金交付申請書により自主防災組織の活動状況を把握している。

(3) 意見

組織への働きかけ(区 意12)

現状、成果の振り返りは、訓練実施組織数や訓練回数等の把握により行っている。本事業の目的は、防災活動を市民が自主的に行い有事に備えることであり、自主防災組織が万遍なく防災活動に取り組みることが重要である。しかし、自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。

この防災組織はあくまでも自主的な取組であり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要である。その際には、他の防災組織におけるベストプラクティスを紹介したり、あるいは他の防災組織と合同で実施するなどの提案といった形での働きかけを行っていくことが重要である。

8. 大型集合住宅住民組織支援事業【中原区役所】

(1) 概要

事業概要

武蔵小杉駅周辺をはじめとする区内各所の再開発地域に建設された大型集合住宅への入居を中心に近年大幅に人口が増加している。そして、その多くは30代から40代の若い子育て世代が中心である。大型集合住宅の多くは、そのセキュリティの高さにより、周辺地域との関係のみならず、同一住宅内においても人の行き来が容易でないことから、ともすれば人的交流が希薄となり、コミュニティが成立しづらいという状況にある。

そこで、当事業では、武蔵小杉駅に隣接する7棟のマンションが会員として加入しているNPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントと協働することによって、上記の課題を解消し、効率的に新たな地域コミュニティの形成を図っている。

また、市民参加のコミュニティ作りに精通している事業者である有限会社大久手計画工房（以下、「大久手計画工房」という。）による「コミュニティ形成講座」などの講座や「ふるさと交流フェスティバル」等のイベント等を開催し、新たな地域コミュニティの形成を効果的に促進させている。

なお、当事業で使用される中原区区づくり推進費は、主に大久手計画工房に対する委託費である。

協働相手の概要

NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメントは、武蔵小杉駅周辺の住民を対象に、まちづくりに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的として平成19年に設立されたNPO法人である。主に以下の7つの事業を実施している。

- まちづくりにおける都市環境の維持・保全に関する事業
- まちづくりにおけるコミュニティ形成・育成に関する事業
- まちづくりにおける地域の安全に関する事業
- 生活情報・サービスの提供に関する事業
- 地域の商業活動の促進・経済活性化に関する事業
- 会員相互のコミュニティ形成・育成に関する事業
- 会員相互の身近な生活課題の解決に関する事業

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

エリアマネジメントが開催する月1回の連絡会議等に出席しているマンション関係者に対して、事業目的、開催テーマ、実施手法について、区から報告し、参加募集の協力を募ることにより目的の共有を図られている。

(監査の結果 区 結14)

当事業は、急速に人口が増加する武蔵小杉駅周辺の地域コミュニティを作る上でも注目すべき事業である。

地域コミュニティ作りには、事業目的を共有することが重要である。エリアマネジメントという観点からは、単に直面する課題に随時対応していく課題対応型ではなく、今後のまちづくりに大きく貢献していく地域創造型の機

能が期待される。そのためには、今後のまちづくりに関するビジョンを策定し、エリアマネジメントを考えていく上での基礎概念として、協働の担い手間で共有することが望まれる。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

エリアマネジメントとは、月1回の連絡会議で意見交換を実施することで、一方的な事業企画をするのではなく、互いの価値観を認めながら、共通認識を持って双方が納得する事業を実施することにより対等の関係を築いている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

エリアマネジメントは大型集合住宅の現状や課題、ニーズを十分に把握している。そこで、エリアマネジメントと区とは、事業のテーマ性を確認し、地域の課題にあった行政の事業としてふさわしい題材となるよう、相互の理解・尊重しあいながら事業を進めることで相互の理解を図っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

エリアマネジメントは、事業実施に当たってのテーマ設定に関する意見をいただき、かつ武蔵小杉駅周辺の高層マンションに対して、当事業への参加を呼びかけている。

区役所では、事業の企画開催を担い、公的な信用と広報力を活用し、中原全域のマンションに対して参加を募集している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

事業の開催について報告書としてまとめ、実施状況を近隣の大型集合住宅へ周知している。地域課題対応事業(旧協働推進事業)として区のホームページで報告している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

事業報告書を作成し、エリアマネジメント及びマンション参加者に対して報告するとともに、次回のテーマや改善点についての意見出しを行っている。

(3) 意見

エリアマネジメント組織の育成について(区 意10)

当事業は、NPO 法人であるエリアマネジメントと協働で実施されている。今後マンション開発が進展していく中で、マンションにおける地域コミュニティの創造は非常に重要である。その手法として、このような NPO 法人と協働で実施していくことは意義のある取組である。そういった趣旨から、このような市民活動団体を他の地域でも育成していくことが望まれる。

9. 高津区音楽のまち推進事業【高津区役所】

(1) 概要

事業概要(補足)

音楽のまち・かわさきの活動として、様々な音楽イベントを開催することを目的とする事業である。区役所ロビーでの花コンサート、高津区民音楽祭等のイベントを行っている。コンサートを開催して区民に音楽鑑賞をする機会を提供するのみならず、高津区民音楽祭のように出演者を募集する区民参加型のイベントも行っている。

協働相手の概要

協働相手は法人組織ではなく、ボランティアで構成される実行委員会や運営委員会である。これらの委員会には、地元住民や音楽の専門家といったメンバーで構成されている。市はこれら委員会と委託契約を締結し、各種音楽イベントを協働で開催している。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

課題認識や事業内容について委託業務仕様書に明記しているほか、定期的に委員会を開催し、事業実施にあたって双方の認識に齟齬がないか確認しながら事業を実施している。花コンサートの仕様書を確認したが、事業目的が明記されていた。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

委員長を中心とした委員会において区役所が事務局を務めており、情報の

伝達や意思決定がどちらか一方に権限や負担が偏ることなく行われ、対等な協議により事業を推進できる関係を構築している。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

定期的な委員会の開催に加え、メールや電話等を活用して疑問点や改善点を相互に出し合い、双方の考えを十分に共有・調整したうえで事業を実施している。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

各委員会の設置要綱において委員会の役割を規定しているほか、年度毎の委託業務仕様書においても業務内容を明記し、相互に確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベントの実施にあたり、告知チラシやホームページ等に主催者として協働主体者名を明示している。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

委員会や必要に応じた反省会の開催を通じて、コンサート・イベント参加者へのアンケートを活用した内容の振り返りや、運営方法に関する意見交換等を行い、今後に向けた課題の抽出及び解決策の検討等を行っている。

(3) 意見

委託形式の見直しについて(区 意1)

当事業は地域で音楽活動を行う市民を中心にコンサート等を実施することにより地域の活性化に結びつけることを目的としている。事業の性質は、市民主体の協働の取組であり、したがって実行委員会方式が採用されている。現在、区と各実行委員会とは委託契約を締結しているが、実行委員会がより主体的に事業を実施するためにも補助形式で行うことを検討されたい。

10. 子ども・子育て情報発信事業 「あったかつうしん」【高津区役所】

(1) 概要

事業概要

高津区が子育て支えあいネットワーク満(以下、「ネットワーク満」という。)に対して委託により事業を実施しており、当事業は平成25年度で7年目を迎える。

協働相手の概要

ネットワーク満は平成12年に設立された市民団体で、平成25年にNPO法人に移行している。高津区・中原区を中心に活動しており、主な構成員は地域で子育てを行う保護者らである。活動内容は、当事業の他にも高津区内4箇所の地域子育て支援センターの受託運営や各種イベントの企画運営等であり、子育てに関する幅広い活動を行っている。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

当事業は、子育て中の親の視点からニーズにあった子育て情報発信を行うことを目的としており、その背景には年間の出生数と転出入数が多いという高津区の地域的な課題がある。この課題認識のもと、当事業は平成19年に高津区協働事業提案事業制度に基づき市民団体から提案されたという経緯があり、目的は明確になっている。

また、実際に情報誌の作成を行う際には課の担当者が編集会議に出席しており内容の共有を行っている。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

編集会議には課の担当者が出席しており、編集会議を通じて意見交換を行いながら事業を進めている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

編集会議を通じて、定期的に情報交換を行っているほか、電子メール等を活用して、連絡、相談などを行っている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

当事業の委託契約を締結する際の仕様書に役割分担に関する項目が設けられており、業務内容毎にそれぞれの役割が明記されている。また、責任範囲についても契約書の中で記載がされており、文書化が図られている。

それぞれの役割は以下の通りである。

【ネットワーク満】の役割

- ・編集会議への呼びかけ
- ・編集会議コーディネート
- ・子育て情報紙の掲載情報収集、校正、版下作成、印刷発注
- ・仕分け、配架
- ・保育の手配

【高津区役所】の役割

- ・情報の提供、掲載情報収集の協力
- ・関係機関等の連絡調整
- ・ホームページでの広報
- ・編集会議への出席、会議室の確保
- ・原稿の校正
- ・仕分け、配架の協力

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

当事業により発行される「あったかつうしん」は、高津区役所をはじめとする各種機関に配架されている。発行部数は一号あたり 2,500 部ではあるが、区ホームページとネットワーク満ホームページ双方でも公開されているほか、一部追加印刷を行うこともある。

また、7年目の事業ではあるものの、ネットワーク満の編集委員は公募が行われており、毎年新たな委員が加わるなど、人の入れ替わりが頻繁に行われており、実際の子育て世代が編集委員に加わって活動を行っている。

さらに、平成 24 年度においては高津区の地域課題対応事業として事業評価結果をホームページで公開している。

ただ、契約方法はネットワーク満との間で随意契約を事業開始の H19 年度当初から継続して行っている。随意契約としている理由について担当課に確認したところ他団体への打診は行っているものの反応が芳しくないため、公募はせず随意契約を行っているとのことである。

また、予算については毎年 100 万円で一律に推移しており、決算について

も全て同額となっている。

(監査の結果 区 結 9)

当事業により作成される「あったかつうしん」は情報量が多く、また地域の情報を掲載している。また、事業を受託しているネットワーク満の運営体制も人員の交代を定期的に行っているなど地域課題に対応するに十分なものであると考えられる。

しかしながら、その契約方法については、事業開始当初より随意契約で締結されており、また、事業開始前に公募が行われていない。事業の担い手として結果的にネットワーク満が妥当とするにしても、事業開始 7 年間に渡って随意契約が継続している状態は、地域の他団体の協働の機会を狭める恐れがある。

これらの点から、公開性の観点から契約方法の見直しを定期的に検討することが必要であるとともに、地域団体への事業参入への機会を十分に確保することが求められる。

また、当事業は概算払により支払いが行われており、提出先からの決算報告に基づき支出がなされているが、決算の額は過去 7 年間でいずれも 100 万円の変動が無かった。区では委託料として支払いを行った支出については、委託先に対して領収書等の原始証憑の提出を求める必要はないとされているが、使途の内容の合理性を確認するためにも当事業に要する総費用額を把握しておくことも必要であると考え。可能な限り、総費用額の把握に努めるべきと考える。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

課の担当者が参加する各号の編集会議において、これまでの号の振り返りを行っている。また、事業終了後に最終報告を提出するとともに、平成 24 年度では「高津区地域課題対応事業評価書」で当事業についての評価を行っている。

(3) 意見

協働形態の見直し (区 意 6)

協働型事業のルールでは、協働型の事業として主に委託、共催、事業協力、補助・助成が挙げられており、事業の目的や実施方法などによってどの形で協働を行っていくのがよいか検討することとされている。その中では、行政が主体的に活動を行う領域として委託が挙げられている。同様に行政と市民活動団体が同等の役割分担

で行う領域として共催・事業協力が、市民活動団体が主体的に行う領域として補助・助成が挙げられている。

ネットワーク満は長期に渡って紙面の作成や情報発信を担っている。活動団体としての意欲も高く、自主性を持って取り組んでいる。また、上記「役割分担と責任の範囲」の通り紙面発行のノウハウも持ち合わせており、取材からレイアウト、印刷作業、配送といった一連の発行作業を行っている。区の関与としては、発行に関する広報や校正作業や編集会議への参加等である。平成 25 年度には NPO 法人の法人格も取得しており、自立性の高い組織といえる。

一方で、契約形態については委託契約となっている。委託は上記の通り行政が主導すべき事業領域の場合に用いられる手法とされている。

このようなことから、実態としてネットワーク満が主体的に活動しているのであれば、委託という手法ではなく、事業協力や補助・助成といった手法を活用することが、市の定める協働の考え方から適切であると考えられる。

編集会議への参加及び毎年の事業評価では、情報誌の内容に関する振り返りは実施されている。しかしながら、例えば地域課題の担い手の観点からしたら委託ではなく事業協力とすべきではないかといったような、協働の観点からの事業のあり方に関する話し合いの事実は確認できなかった。

また、成果の振り返りとして、中長期的な協働のあり方についても議論がなされることが望ましい。

11. しんゆり・芸術のまち推進事業【麻生区役所】

(1) 概要

事業概要

麻生区の補助事業として、ホームページ作成等の広報事業や、イベント等を実施した。

協働相手の概要

厚生労働省の基金事業を活用して、行政主導で「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」を設立した。

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

月に 1 回程度、情報共有のための会議を開催するとともに、特定非営利法

人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあうことで、目的に違いがないかを確認している。ただし、定量的な目標は共有されていない。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

情報交換、情報共有、意見交換を常に行うことで、どちらかが優位な立場に立つことがないように努めている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

特定非営利法人しんゆり・芸術のまちづくりと密に連絡をとりあい、必要に応じて意見交換を行うことで、お互いの意思の確認を行っている。協働相手とは適宜連絡を取り合っており、問題は生じていない。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

委託事業として契約を結ぶとともに、委託する事業内容について仕様書に記載している。ただし、区側については道路使用許可等の手続きを行っているものの、何を実施するか等について詳細な内容は文書化されていない。

(監査の結果 区 結 8)

区と協働相手が、事業実施に向け相互の役割の認識に、齟齬をなくすため、詳細な役割分担を文書化することが望ましい。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

イベント等の事業内容や資金の流れ等については、市側のホームページや協働相手側のホームページ等において公開されている。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

月に1度行われる会議において、実施した事業を振り返り、課題や改善点について話し合いを行っている。

なお、定量的な評価(目標値に対して実績はどうか等)は行っていない。

(3) 意見

事業の位置付け明確化(区 意2)

市民・こども局で実施している「芸術のまちイベント事業」についても、新百合ヶ丘地区を中心とした芸術振興を目的としており、当事業との位置付けの違い等について改めて検討する必要がある。

実施主体の位置付け明確化(区 意3)

新百合ヶ丘地区の芸術振興事業において、区が支援している団体として「特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり」と「『しんゆり・芸術のまちづくり』フォーラム」があるが、それらの位置付けの違いについて明確にする必要がある(現在検討しているというコメントは頂いている)。

成果の振り返りの強化(区 意4)

事業の実施方法をより良いものに改善し、一定以上の成果を創出し続けるために、事業開始時に定量的な目標を設定した上で協働相手と共有し、事業終了時にはその目標の達成状況を評価することが望まれる。

12. 川崎市立学校学校施設地域管理業務【教育委員会】

(1) 概要

事業概要

教育の拠点である学校を、地域の生涯学習及び市民活動の拠点として活用するため、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維持していくことを目的として、教育委員会が以下の4つの業務を公募により選ばれた委託先に委託するものである。

- (ア) 教育環境維持業務
- (イ) 受付業務
- (ウ) 安全管理業務
- (エ) 学校施設有効活用業務

なお、委託先は区ごとに選定しており、平成25年10月においては以下のように委託を実施している。

区名	学校名	受託業者名
高津区	久本小学校	特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ
	高津中学校	SELF

宮前区	土橋小学校	特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会
	犬蔵小学校	
	犬蔵中学校	
多摩区	生田小学校	特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会
	生田中学校	

協働相手の概要

当事業の協働相手は、上述の通り特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF と特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会の2法人である。

(ア) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ SELF

高津総合型スポーツクラブ SELF は、高津中学校内にクラブハウスを持ち、高津区内を中心に、同じ地域に住む住民が会員となって、幼児から高齢者まで誰もが参加できるクラブとして、会員の会費とボランティアによって、自主的に運営している地域のスポーツクラブである。高津中学校と久本小学校の管理業務を受託し、休日・夜間等の授業で使用していない時間帯に空き教室を使用してスポーツプログラムを提供している。

(イ) 特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会

特定非営利法人全国中高連川崎市地域管理学校施設管理協会は、主に川崎市内の小・中学校において教育を受けるため、当該学校に通う児童・生徒の健全育成を図ることを目的として平成18年に設立され、主に以下の2つの業務を実施している。

- ・子供が安心して勉学に励める環境づくりを図るため、地域との連携による学校施設管理請負事業
- ・学校施設管理と、学校及び児童、生徒の安全と危機管理のノウハウを習得した用務員の派遣事業

(2) 監査の結果

協働の原則の遵守について

(ア) 目的の共有

(事実確認)

業務仕様書により目的を共有している。

(イ) 対等の関係

(事実確認)

事業実施の途中に問題が発生した場合、又は事業者から学校の維持管理の

改善に向けた提案を受けた場合などは事業者の意見も聴取するなど、必要に応じて話し合いの場を設けている。

(ウ) 相互理解

(事実確認)

事業実施の途中に問題が発生した場合、又は事業者から学校の維持管理の改善に向けた提案を受けた場合などは事業者の意見も聴取するなど、必要に応じて話し合いの場を設けている。

(エ) 役割分担と責任範囲の確認

(事実確認)

業務仕様書により確認している。

(オ) 公開性・透明性

(事実確認)

5年に1度公募型プロポーザル方式で受託業者を選定する際に、業務仕様書等を一般に対して公開している。また、経費等については、毎年度契約を締結する際に当該年度の契約金額を本市ホームページ「入札情報かわさき」にて公開している。なお、当事業の受託団体は、いずれも川崎市が認証するNPO法人であるため、地域管理事業を含む当該団体の事業報告書及び財務諸表等についても川崎市ホームページで公開している。

(監査の結果 本 結1)

当事業は、川崎市内の一部の小学校の運営にNPO法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味では、将来の学校運営に向けたトライアルな事業と言える。したがって、当事業については、対象とする小中学校区域に限らず、広く川崎市内に情報公開を行うことで、NPO法人の育成に結びつけることが必要である。

(カ) 成果の振り返り

(事実確認)

年に1回「地域管理業務に関する検討委員会」を行い、事業全体の検証を行っている。「地域管理業務に関する検討委員会」では、各学校の校長もしくは教頭に対して調査表として「学校施設地域管理業務の実態調査」を送付し、その結果を「学校施設地域管理業務の実態調査結果」としてまとめ、それをもって委託業務の評価を行っている。その他、日報として「業務確認書」を

入手し、業務内容の確認を行っている。

(監査の結果 本 結 2)

当事業では、教職員の事務負担軽減が目的の一つであるが、事務負担が軽減されているかどうかを検証するためには校長もしくは教頭に対する確認だけでなく、教職員全員を加えた評価を実施する必要がある。

また、当事業は、生徒に対するサービス向上や地域との交流も目的としていることから、事業の効果を検証するためには、PTA、父兄を対象としたアンケート調査なども実施すべきである。

さらに、当事業は、川崎市内の一部の小中学校を対象に、その運営に NPO 法人が関与することで、地域に開かれた学校、特色のある学校を目指すものである。その意味でも当事業は、トライアルな新たな取組であり、その趣旨からすると、当事業は「学校施設地域管理業務の実態報告書」や「業務確認書」で把握された課題を、どのように改善するのかといったフォローアップが特に重要な事業といえる。課題とその改善策とを対応表にするとといったことで、課題のフォローアップの徹底が必要である。

(3) 意見

公募先を特定非営利法人に限定することについて (本 意 2)

本事業での協働のメリットは、学校施設の目的及び機能を十分に理解している受託者により、地域との密接な連携のもとに創意工夫を加え、より良い学習環境を整え維持管理していくことにあると考えられる。この協働のメリットを達成するためには、特に組織形態は関係しないと考えられるが、公募先選定のためのプロポーザル実施要領によると、当事業のプロポーザルへの参加は、非営利の公益活動を行うために設立された NPO 法人に限定されている。確かに、NPO 法人を育成するという観点からは、応募を当面 NPO 法人に限定することはありえることである。しかし、その一方で、応募の範囲を NPO 法人に限定することで、競争原理が働かず、サービス内容が硬直化する恐れも考えられる。

そこで、応募を NPO 法人に限定するのであれば、その一方で、川崎市外で同様の取組を行う NPO 法人や私立学校などに対してヒアリングを行い、そこで得られた情報を事業内容の見直しに活用することで、サービス内容の硬直化を避ける取組が望まれる。

以上